

首都直下地震等対応

業務継続計画

平成26年2月27日
改訂 平成29年4月18日

司法研修所

目 次

第1章 本計画の目的等	1
第1節 本計画の目的	1
第2節 本計画の適用範囲	1
第3節 基本方針	1
第2章 被害想定	2
第1節 想定災害	3
第2節 司法研修所の被害想定	3
第3章 業務の分類及び整理	4
第1節 非常時優先業務	5
第2節 優先再開業務	5
第4章 大規模地震発生時の体制	5
第1節 本部及び補佐機関	5
第2節 非常時参集要員	6
第5章 大規模地震発生時の対応	7
第1節 勤務時間内に大規模地震が発生した場合	7
第2節 勤務時間外に大規模地震が発生した場合	10
第6章 平常時における準備、措置等	11
第1節 人的態勢の整備	11
第2節 庁舎及び執務室の環境整備	12
第3節 ライフライン	12
第4節 通信及びシステム	13
第5節 物資	14
第6節 外部への対応	14
第7章 教育及び訓練	15
第1節 教育	15

第2節 訓練	15
第8章 本計画の見直し	16

第1章 本計画の目的等

第1節 本計画の目的

本計画は、首都直下地震その他の大規模地震（埼玉県和光市又は東京都練馬区の最大震度6弱以上の地震をいう。以下同じ。）の発生により、地域や司法研修所が大きな被害を受けた制約のある状況下において、司法研修所として優先的に行うべき業務を定め、業務継続のための必要な措置等を定めることにより、裁判官研修参加者、司法修習生、講師、職員等の生命身体を保護すること、庁舎、設備等の保安管理を行うこと、優先的に行うべき業務を遂行すること、及びその他の業務の早期再開を図ることを目的とする。

本計画は、想定される被害の下での行動指針を示すものに過ぎないことから、実際に大規模地震が発生した場合には、具体的な被災状況等を的確に把握し、状況に応じて柔軟かつ適切に対処することが求められる。

第2節 本計画の適用範囲

本計画は、司法研修所を対象とする。

第3節 基本方針

本計画は、次の基本方針に基づき、大規模地震発生時において、裁判官研修参加者、司法修習生、講師、職員等の生命身体を保護し、庁舎、設備等の保安管理を行い、優先的に行うべき業務を遂行し、その他の業務の早期再開を図るものとする。

1 業務の分類及び整理

(1) 優先的に行うべき業務

大規模地震発生時においては、裁判官研修参加者、司法修習生、講師、職員等の生命身体を保護し、庁舎、設備等の保安管理を行うため、災害応

急対策業務（以下「災害対策業務」という。）を迅速かつ的確に行う必要がある。

そこで、災害対策業務を、優先的に行うべき業務（以下「非常時優先業務」という。）とした上で、災害対策業務について時系列に沿って整理する。

（2） 優先的に再開すべき業務

平常時において司法研修所が行う業務（以下「通常業務」という。）については、大規模地震発生後、いったんは中断するものの、地域や庁舎等の復旧状況等を踏まえつつ、停止又は遅滞による裁判官研修、司法修習等への影響の程度等を考慮して段階的に再開する。そこで、通常業務について、いまだ制約のある状況下においても優先的に再開すべき業務（以下「優先再開業務」という。）と、それ以外の業務に分類し、優先再開業務を特定する。

2 大規模地震発生時の体制

非常時優先業務を遂行するため、災害対策本部（以下「本部」という。）及びその補佐機関を直ちに設置する。

また、勤務時間外に大規模地震が発生した場合にも非常時優先業務を遂行するため、大規模地震発生時に非常参集する者（以下「非常時参集要員」という。）を定めるとともに、参集の時期、参集後の基本的な対応等の必要な事項を定める。

3 平常時における準備、措置等

平常時から、庁舎等の耐震化や被害防止措置の推進、物資の備蓄等の物的態勢を整えるとともに、防災訓練（司法研修所別館に勤務する職員を対象とするものを除く。）、研修等の各種の教育や訓練を行い、職員の防災意識を涵養して大規模地震発生時における対応能力を向上させることにより、司法研修所の業務継続力の確保及び向上を実現する。

第2章 被害想定

第1節 想定災害

想定災害は、埼玉県和光市又は東京都練馬区が被害想定の対象とした地震のうち最も大きな被害を及ぼすと予想される「東京湾北部地震（マグニチュード7.3、埼玉県和光市又は東京都練馬区の最大震度6強）」その他の大規模地震とする。

被害想定は、首都直下地震等により、首都圏において大きな被害が発生し、電気、水道、ガス、通信等の施設の被害による供給支障及び道路、鉄道等の被害による交通機能支障が生じ、司法研修所の業務継続に大きな影響が出ることを前提とする。

第2節 司法研修所の被害想定

1 庁舎等

庁舎の状況や想定災害等に照らし、庁舎が使用できる場合のほか、庁舎が、一定期間使用できない場合も想定する。

2 ライフライン

(1) 電気

復旧に2日程度を要するものと想定するが、東京湾内火力発電所がすべて停止した場合には、復旧に1週間程度要するものと想定する。

(2) 水道

復旧に3日程度を要するものと想定するが、管路被害により断水が発生した場合には、復旧に1週間以上要するものと想定する。

(3) ガス

中圧ガスは復旧に1週間程度を要し、低圧ガスは復旧に数日から1か月程度を要するものと想定するが、管路被害により機能が停止した場合には、

復旧にさらに長期間を要するものと想定する。

3 通信及びシステム

(1) 通信

ア 電話

回線が不通になる危険性は高くないが、不通になった場合でも1日程度で復旧するものと想定する。引き込み管路等で断線が生じた場合には、復旧に1週間程度要するものと想定する。輻輳は10日程度続くものと想定する。なお、停電時にも、衛星携帯電話及び災害時優先電話は使用でき、他の電話も自家発電により使用できる。

イ J・NET（インターネット、メール等）

最高裁判所に設置しているJ・NETの基幹ネットワーク機器やサーバ等が損壊した場合は、修理や調達を要するため、復旧に数か月以上を要するものと想定する。

(2) 最高裁判所のシステム

最高裁判所（裁判所職員総合研修所を含む。）にサーバを置いて管理しているシステムについては、同サーバが損壊した場合、修理や調達を要するため、復旧に数か月以上を要するものと想定する。

なお、これらのシステムは、J・NETのネットワーク網を利用してい るため、J・NETが復旧するまでの間は利用できない。

(3) 司法研修所のシステム

司法研修所にサーバを置いて管理しているシステムについては、同サーバが損壊した場合、修理や調達を要するため、復旧に数か月以上を要するものと想定する。

なお、このシステムは、J・NETのネットワーク網を利用していない。

第1節 非常時優先業務

司法研修所が、大規模地震発生時において行うべき非常時優先業務は、別紙第1の災害対策業務（司法研修所別館について裁判所職員総合研修所の庁舎管理権に基づく指示がある場合は、それによる。）とする。

第2節 優先再開業務

通常業務のうち、優先再開業務を、①裁判官研修及び司法修習の特に緊急を要する企画運営に関する業務、②特に緊急を要する考試実施事務、③その他特に緊急を要する司法行政事務（要急の外部対応等）、④①から③までの優先再開業務を行うために必要な庁舎管理業務とする。

第4章 大規模地震発生時の体制

第1節 本部及び補佐機関

1 本部

(1) 設置

司法研修所長は、大規模地震が発生した場合には、災害対策業務に関する意思決定及び指揮監督をするとともに、当面の事務の処理に関する方針等を定めるため、直ちに、本部を設置する。

本部の組織は、別紙第2のとおりとする。

(2) 本部長の職務等

ア 本部長は、本部の事務を統括し、本部員を指揮監督するとともに、緊急を要する場合において司法研修所の機能を維持するため必要な司法行政事務を処理する。

イ 本部長は、必要に応じて本部員をもって構成する本部会を開催し、災害への対応等について協議する。本部会は原則として司法研修所本館所

長室で開催するが、庁舎の安全性確認の結果等を踏まえて、適切な場所で開催することができる。

ウ 本部長は、本部員及び補佐機関の班員の被害状況等に応じ、執務可能な職員をもって、本部及び補佐機関の構成員を適宜変更できる。

(3) 副本部長の職務

副本部長は、本部長を補佐する。

2 補佐機関

(1) 本部の補佐機関として、情報担当班、人的対応班、物的対応班、裁判官研修対応班及び司法修習対応班を付置する。

(2) 職務及び組織

補佐機関の職務及び組織は、別紙第1及び別紙第2のとおりとする。ただし、補佐機関の班員以外の職員も災害対策業務に協力するものとする。

3 最高裁判所又は裁判所職員総合研修所の本部の移設

最高裁判所又は裁判所職員総合研修所の庁舎の安全性確認等の結果、それぞれの庁舎において非常時優先業務を行うことができない場合には、司法研修所は、最高裁判所又は裁判所職員総合研修所の本部移設に協力する。

第2節 非常時参集要員

大規模地震が発生したときの非常時参集要員を、次の1及び2とする。非常時参集要員が参集できない場合には、その代理者が非常参集する。

1 最優先の参集要員

庁舎等の被害確認及び安全性確認、地域や裁判所の被害情報の収集及び伝達、外部機関への対応等の最優先で行うべき災害対策業務の担当者として指定された情報担当班及び物的対応班の班員（以下「最優先の参集要員」という。）並びに総務課長及び経理課長は、夜間（日没後日の出前をいう。以下同じ。）であっても、本部の指示を待つことなく、直ちに司法研修所に非常参集

する。

- 2 最優先の参集要員以外の非常時優先業務の担当者（ただし、勤務時間内に大規模地震が発生した場合にのみ生じる業務の担当者を除く。以下、この項において同じ。）

(1) 本部長、副本部長及び本部員

本部長及び本部員（総務課長及び経理課長を除く。）は、情報担当班が収集した情報等を踏まえ、当面の事務の処理に関する方針等を決めるため、
①夜間に大規模地震が発生した場合は翌日の昼間（日の出後日没前をいう。以下同じ。）に、②休日・祝日の昼間に大規模地震が発生した場合は速やかに、司法研修所本館に非常参集する。

(2) その他の非常時優先業務の担当者

その他の非常時優先業務の担当者は、災害対策業務を行うため、①夜間に大規模地震が発生した場合は翌日の昼間に、②休日・祝日の昼間に大規模地震が発生した場合は速やかに、司法研修所に非常参集する。

(3) 参集場所の特例

最優先の参集要員以外の非常時参集要員は、司法研修所本館が使用できない場合には、本部長から指示された裁判所等に非常参集する。

第5章 大規模地震発生時の対応

第1節 勤務時間内に大規模地震が発生した場合

1 補佐機関による初動対応

大規模地震発生後、直ちに、物的対応班は、保安管理、初期消火等の初動対応を行い、情報担当班及び物的対応班は、避難の判断等に必要な被害情報を収集する。

2 避難

2-① 避難指示等がある場合（避難の判断等に必要な情報が収集でき、避難指示等が出せる場合）

(1) 被害情報及び避難の要否の伝達

経理課長は、被害情報及び避難の要否を職員（避難の要否については司法研修所別館に勤務する職員を除く。）に伝達する。伝達は、原則として庁内放送により行う。

司法研修所別館に勤務する職員への伝達等は、電話等を用いたり連絡職員が伝達したりする。

(2) 避難

職員は、避難指示（司法研修所別館に勤務する職員については裁判所職員総合研修所の指示、以下同じ。）に基づき、避難誘導担当者（司法研修所別館については裁判所職員総合研修所の避難誘導班、以下同じ。）の指示のもと避難する。

ただし、企画第一課が担当する裁判官研修参加者及びその講師については企画第一課職員が、企画第二課が担当する裁判官研修参加者、司法修習生及びそれらの講師については企画第二課職員が、来庁者については対応している職員が、それぞれ避難誘導する。

避難場所は、特段の指示がない限り、グラウンドとする。

2-② 避難指示がない場合（避難の判断等に必要な情報が収集できず避難指示等を出せない場合、又は避難指示等を伝達することができない場合）

職員は、避難指示がない場合であっても、被害状況（天井落下、大型備品の転倒や移動等）を踏まえ、各自の判断により避難する。この場合、できる限り、避難誘導担当者の指示のもと、まとまって避難する。

また、職員の避難状況を踏まえ、企画第一課が担当する裁判官研修参加者及びその講師については企画第一課職員が、企画第二課が担当する裁判官研修参加者、司法修習生及びそれらの講師については企画第二課職員が、来庁

者については対応している職員が、それぞれ避難誘導する。

避難場所は、特段の指示がない限り、グラウンドとする。

3 避難後の対応

(1) 避難場所等における対応

人的対応班、物的対応班、裁判官研修対応班及び司法修習対応班は、避難場所において、裁判官研修参加者、司法修習生、講師、職員等の安否確認、負傷者の救護、被害状況の確認、物資の配賦準備等を行い、物的対応班は庁舎の安全性確認（司法研修所別館については裁判所職員研修所に確認する。以下同じ。）を行って、それぞれ情報担当班に被害情報等を伝達する。情報担当班は、上記被害情報等を本部に伝達する。

(2) 庁舎等の使用

ア 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができる場合、庁舎を使用して同業務を行う。

イ 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができない場合、他の裁判所の庁舎等を使用して同業務を行う。

なお、他の裁判所の庁舎等の使用を検討するに当たっては、以下の順序で検討する。

(ア) 裁判所職員総合研修所の庁舎

(イ) その他の裁判所庁舎等

(3) その後の対応

ア 非常時優先業務の担当者

(ア) 情報担当班は、職員等の安否情報、庁舎の被害情報等を本部に伝達する。

(イ) 本部は、当面の事務の処理に関する方針を検討するとともに、災害対策業務に関する必要な判断及び指示をする。

(ウ) 非常時優先業務の担当者は、自主的に又は本部の指示に基づき、非

常時優先業務を行う。

イ 非常時優先業務の担当者以外の職員

一斉帰宅による混乱等を防止するため、本部の指示に基づいて府内待機し、又は帰宅する。職員は、帰宅する場合には、翌日以降の連絡先及び連絡方法を安否確認担当者に伝える。情報担当班は、安否確認担当者を通じて、帰宅した職員に対し、連絡網等により、本部の指示を連絡する。

ウ 裁判官研修参加者、司法修習生、講師等への対応

人的対応班及び物的対応班は、裁判官研修参加者、司法修習生、講師等に対し、適切な待機場所を提供するとともに必要な物資等を配賦する。

第2節 勤務時間外に大規模地震が発生した場合

勤務時間外（平日の勤務時間外並びに休日及び祝日をいう。）に大規模地震が発生した場合の対応は、次のとおりとする。

1 初動対応

司法研修所本館において、在庁の守衛、設備運転管理・保守委託会社従業員及び警備委託会社警備員（以下「守衛等」という。）は、初期消火等の初動対応を行う。

司法研修所別館においては、裁判所職員総合研修所が定める、首都直下型地震等対応業務継続計画による。

2 避難

在庁の職員は、被害状況を踏まえ、各自の判断により避難する。この場合、できる限り各部署でまとまって避難する。経理課長等の指示がある場合には、その指示に従って避難する。避難場所は、特段の指示がない限り、グラウンドとする。

なお、司法研修所別館に在庁する職員について、裁判所職員総合研修所の

指示等がある場合は、その指示に従って避難する。

3 非常参集

- (1) 非常時参集要員は、第4章の第2節の1及び2のとおり非常参集する。
- (2) 非常時参集要員及びその代理者は、大規模地震発生後、直ちに、参集の可否等について互いに連絡を取り合い、本部長に対し、連絡網等により、参集の可否等を連絡する。

4 避難（非常参集）後の対応

- (1) 守衛等及び在庁する補佐機関の班員は、裁判官研修参加者、司法修習生、講師、職員等の安否確認、負傷者の救護、被害状況の確認等を行い、在庁の又は非常参集した物的対応班は庁舎の安全性確認を行って、それぞれ在庁の又は非常参集した情報担当班に被害情報等を伝達する。上記情報担当班は、本部に上記被害情報等を伝達する。
- (2) 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができる場合、庁舎を使用して同業務を行う。
- (3) 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができない場合、本部長は、最優先の参集要員以外の非常時参集要員に対し、連絡網等によりその旨連絡するとともに、本部から指示があるまで待機するよう指示する。

他の裁判所の庁舎等の使用について、第5章の第1節の3の(2)のイのとおりの順序で検討し、同裁判所の庁舎等を使用して非常時優先業務を行う。本部長は、最優先の参集要員以外の非常時参集要員に対し、連絡網等により、同業務を行う裁判所の庁舎等を連絡し、非常参集を指示する。

- (4) 在庁する非常時参集要員以外の職員は、非常時優先業務の遂行に協力するものとするが、その必要がない場合は、本部の指示があればそれに従い、指示がなければ各自の判断により庁内待機し、又は帰宅する。帰宅する場合には、帰宅する旨並びに翌日以降の連絡先及び連絡方法を在庁の補佐機

関の班員又は非常参集した情報担当班に伝える。

5 安否情報の伝達等

帰宅した職員及び在庁しない職員は、事態が落ち着いた段階で、安否確認担当者に対し、連絡網等により、自己及び家族等の安否情報、住居の被害情報、出勤の可否、連絡先等を伝える。

情報担当班は、安否確認担当者を通じて、帰宅した職員及び在庁しない職員に対し、本部の指示を、連絡網等により連絡する。

第6章 平常時における準備、措置等

第1節 人的態勢の整備

- 1 補佐機関の各班長は、別紙第1の災害対策業務について、担当者及び代理者を決める。また、業務が継続する期間等を踏まえ、必要なローテーションを確保する。
- 2 各部署において、優先再開業務について、担当者及び代理者を決める。
- 3 非常時優先業務の担当者及び代理者に指定された者は、非常参集に備え、事前に徒歩による登庁ルートを確認するなどの必要な準備を行う。
- 4 非常時優先業務及び優先再開業務の担当者及び代理者が異動した場合には、速やかに新たな担当者及び代理者を決める。

第2節 庁舎及び執務室の環境整備

1 耐震化等の推進

庁舎の耐震化並びに施設及び機器の整備を推進する。

2 被害防止の措置

庁舎及び執務室等について、天井落下防止、書棚等転倒防止、什器・備品の集約化や固定等の措置を進める。また、室内における物品の積上げを避け

るなど、執務室の環境整備に努める。

3 待機場所の確保

非常時優先業務の担当者、庁内待機をする職員、帰宅困難者や避難住民等への対応のために、想定される被災状況等を勘案しつつ、適切な待機場所、宿泊場所等を確保する。

第3節 ライフライン

1 電気

商用電源の供給が停止した場合、自動的に非常用自家発電機が起動する。

非常時優先業務の遂行のために、少なくとも3日分程度の非常用電源の燃料を確保するとともに、必要な乾電池等の備蓄を確保する。

2 水道

受水槽には約150トン（集合修習の期間以外は75トン）の水が貯水されているが、受水槽等が破損した場合に備え、少なくとも職員等約200人分の約3日分に相当するペットボトル飲料水のほか、集合修習中の司法修習生分（宿泊棟に宿泊する人数分は宿泊棟で別途備蓄）のペットボトル飲料水の備蓄を確保する。

3 ガス

ガスの供給が停止した場合、ほとんどの場所で空調設備が作動せず、代替する設備はないため、防寒のための毛布等の備蓄を確保する。また、給湯設備の代替として、カセットコンロ等の備蓄を確保する。

第4節 通信及びシステム

1 通信

(1) 電話

災害時優先電話は停電時にも使用できるが、断線等により1週間程度使

用不能になる可能性もあるため、衛星携帯電話、携帯電話メール等による複線化を図り、非常時に備えた情報通信態勢を構築しておく。

(2) J・NET

最高裁判所に設置しているJ・NETの基幹ネットワーク機器やサーバ等が損壊した場合は、可能な限り早期に修理や調達その他の復旧作業が行われる。ただし、復旧に数か月以上を要する場合があるため、J・NET以外の方法でインターネットやメールを利用できる回線を確保し、冗長化を図る。

2 最高裁判所のシステム

最高裁判所（裁判所職員総合研修所を含む。）にサーバを置いて管理しているシステムについて、同サーバが損壊した場合には、可能な限り早期に修理や調達その他の復旧作業が行われる。ただし、復旧に数か月以上を要する場合があるため、システムを利用しなくとも業務を継続できる方法について検討する。

また、サーバ内の重要なデータについては、バックアップ等の措置を講じておく。

3 司法研修所のシステム

司法研修所にサーバを置いて管理しているシステムについて、同サーバが損壊した場合には、可能な限り早期に修理や調達その他の復旧作業を行う。ただし、復旧に数か月以上を要する場合があるため、システムを利用しなくても業務を継続できる方法について検討する。

また、サーバ内のデータについては、バックアップ等の措置を講じておく。

第5節 物資

1 食料、飲料水その他の生活物資

ライフライン等が被害を受けることに加え、一斉帰宅による混乱等の防止

のために職員に庁内待機を指示することや、帰宅困難者や避難住民への対応等を考慮し、少なくとも職員等約200人分について、約3日分の生活物資のほか、集合修習中の司法修習生分（宿泊棟に宿泊する人数分は宿泊棟で別途備蓄）の生活物資を備蓄する。

2 保管場所

物資は、裁判官研修参加者、司法修習生、講師、職員等への配賦の便や、庁舎に入ることができない場合が生じうることを勘案し、適切な場所に保管する。

第6節 外部への対応

関係機関、最高裁判所事務総局等との間で、大規模地震発生時における連絡を円滑に行うことができるよう、連絡窓口の交換その他の連絡態勢を整備する。

第7章 教育及び訓練

第1節 教育

1 全職員への周知

大規模地震発生時において迅速かつ的確に本計画を実行できるよう、全職員に対して本計画及びその概要を配布するなどして、全職員への周知を図る。

2 研修等

大規模地震発生時において迅速かつ的確に非常時優先業務を遂行できるよう、非常時優先業務の担当者に対し、基礎知識を付与する教育や業務に関する研修等を行う。

3 職員の啓発

大規模地震発時に備え、個人用品として必要となるもの（長時間歩くための靴、体温調節が可能な衣服、持病の常備薬等）を各職員が準備しておく

ことを推奨する。

また、一斉帰宅による混乱等を避けるため、職員に庁内待機を指示することを踏まえ、職員に対し、家族等との安否連絡に関する複数の手段（通話やメールのほか、携帯電話災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル171等）を周知し、利用を促す。

第2節 訓練

大規模地震発生時における業務継続力の向上を図るため、全職員（司法研修所別館に勤務する職員を除く。以下この節において同じ。）を対象とする防災訓練を少なくとも年1回行う。

また、全職員を対象とする安否確認訓練や、非常時参集要員を対象とする非常参集訓練、非常時優先業務の担当者を対象とする業務遂行に関する訓練、本部の設置及び運営の訓練等を実施する。

第8章 本計画の見直し

本計画について、訓練等の結果を踏まえて適宜見直しを行うとともに、少なくとも年1回、その見直しについて検討する機会を設ける。

また、政府において、想定される災害や被害想定の見直し等がされた場合には、本計画も適宜見直すものとする。

災害応急対策業務一覧表

		発生直後の初動対応段階	緊急対応段階	業務再開に向けた段階
		発生直後から3時間程度	発生当日から1週間程度	発生後1週間から数か月程度
情報担当班	情報収集・伝達	裁判官研修参加者、司法修習生、講師、職員等の安否情報		
		庁舎、設備(電気、通信、システム等)の被害状況		
		地域(交通機関、道路、通信網、ライフライン等)の被害状況		
		二次災害の情報		
		最高裁判所、裁判所職員総合研修所、他の裁判所の被害状況及び執務態勢		
	外部対応	関係機関の被害状況及び執務態勢		
		公的機関や自治体の活動に関する情報		
		裁判官研修参加者、司法修習生、講師、職員等への災害情報の発信		
	重要な司法行政上の意思決定に関する本部会の議事の記録の作成その他本部の庶務及び各班の連絡調整	最高裁判所、裁判所職員総合研修所、他の裁判所との連絡		
			関係機関への対応	
			最高裁判所事務総局への対応	
			一般の問合せ窓口の設置及び対応	
人的対応班	職員の避難誘導			
	職員の安否確認			
	要救助者の救助、負傷者の救護等			
	服務(庁内待機、帰宅、自宅待機等)に関する検討			
	帰宅困難者、避難者等の受け入れ対応			
物的対応班	火気等の安全措置、機械設備の一時停止			
		初期消火活動、消防への通報		
		庁舎の保安及び警備		
	庁舎、設備(電気、通信、システム等)の被害確認、危険箇所の表示、撤去			
	庁舎の安全性確認			
	司法行政に関する重要なデータの保全			
	裁判官研修参加者、司法修習生、講師、職員等の待機場所の確保及び提供			
裁判官研修対応班	裁判官研修参加者及び講師の避難誘導	庁舎、設備の応急的修繕	庁舎、設備の修繕	
		物資の配賦、支援の要請	物資の追加調達、支援の要請	
		宿泊施設の被害確認、修繕、仮宿泊施設の検討及び確保		
	裁判官研修参加者及び講師の安否確認			
司法修習対応班	司法修習生及び講師の避難誘導	裁判官研修参加者、所属庁との連絡、調整等		
		裁判官研修参加者、所属庁の問合せ窓口の設置及び対応		
	司法修習生の安否確認			
		司法修習生、実務修習庁との連絡、調整等		
	司法修習生、実務修習庁の問合せ窓口の設置及び対応			

(別紙第2)

司法研修所災害対策本部組織表

(本部)

本部長	所長
副本部長	事務局長
本部員	第一部教官の最上位者、民事裁判教官の最上位者、事務局所付、事務局次長、総務課長、経理課長、企画第一課長、企画第二課長

(補佐機関)

班	班 長	副 班 長	班 員
情報担当班	総務課課長補佐 (庶務、人事担当)	総務課庶務係長	総務課の指定された職員
人的対応班	総務課課長補佐 (療務担当)	総務課人事係長	総務課の指定された職員 各部署の避難誘導担当者 各部署の安否確認担当者 各部署の救護等担当者
物的対応班	経理課課長補佐	経理課管理係長 経理課用度係長	経理課及び総務課の指定された職員
裁判官研修対応班	企画第一課課長補佐 企画第二課課長補佐	企画第一課研修庶務係長 企画第二課企画係長	企画第一課の指定された職員 企画第二課の指定された職員
司法修習対応班	企画第二課課長補佐	企画第二課企画係長 総務課療務係長(集合修習中に限る。)	企画第二課の指定された職員

(注)

- 1 本部長に差し支えがあるときは、副本部長又は本部員がこの表に記載の順序で代理する。
- 2 本部員に差し支えのあるときは、第一部教官の最上位者及び民事裁判教官の最上位者については、あらかじめ本部長が指名する者、各課長については各課の課長補佐が、それぞれ本部会に出席する。
- 3 補佐機関の各班長に差し支えのあるときは、副班長が代理する。
- 4 補佐機関の各班の職務は、別紙第1に記載のとおりである。
- 5 補佐機関の各班長は、その班員及び職務分担について、あらかじめ定めておく。
- 6 補佐機関の班員以外の職員も災害対策業務に協力するものとする。
- 7 班員については、司法研修所から職員の自宅までの通勤距離等を勘案し、適宜規定された以外の課の職員を指定することができる。
- 8 裁判官研修対応班は、企画第一課、同第二課がそれぞれ担当する研修について、担当課所属の班長又は班員をもって対応する。